

令和 7 年 6 月 23 日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

◎下村委員長 本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程につきましては、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、6 月 25 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《危機管理部》

◎下村委員長 最初に、危機管理部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎江渕危機管理部長 今回提出しております議案につきまして、概要を御説明いたします。議案説明資料の 2 ページを御覧ください。

このたびの補正予算といたしまして、南海トラフ地震対策課からは、国の支援物資を分散備蓄するための倉庫の整備等に要する経費を計上しております。これは、国が大規模災害発生時におけるプッシュ型支援を迅速かつ確実に行うために、新たに全国 7 か所に物資を分散備蓄することとし、具体的な場所は、北海道、東北、中部、近畿、四国、九州、沖縄とされ、四国では、高知県が備蓄先に決定されたことに対応するものです。

これを受けまして分散備蓄倉庫の新築設計委託料 990 万円と、倉庫が完成するまでの間、備蓄物資を保管するための民間倉庫を借り上げる経費を合わせた 1,538 万 8,000 円の増額補正をお願いするものです。

このほか、この資料にはございませんが、債務負担行為として、緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費交付金に要する経費 150 万円の増額をお願いしております。

続きまして、議案説明資料の 3 ページを御覧ください。消防政策課からは、昨年の 12 月に引き続き、LP ガス料金の高騰対策として、LP ガス料金高騰対策支援事業費補助金の 2 億 3,220 万円余りの増額補正をお願いするものです。詳細につきましては、この後それぞ

れの担当課長から説明いたします。

続きまして4ページを御覧ください。審議会の経過報告をいたします。2月定例会以降の審議会としましては、左の名称の欄、中ほどから下にあります、高知県救急医療協議会を開催しました。開催日3月27日の会議では、審議項目として、保健医療計画の評価や、救急活動に係る事後検証及び合同検証会実施要領の改正などを御審議いただきました。その下の6月6日の協議会では、傷病者観察票の改正について、また、協議会の下部組織のメディカルコントロール専門委員会で、5月1日に同改正案がそれぞれ書面開催にて御審議いただいております。

私からの説明は、以上です。

◎下村委員長 続いて所管課の説明を求めたいと思いますが、この部屋は、皆さん暑いと思いますので上着を脱いで結構です。執行部の皆さんも上着を脱いでください。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎下村委員長 南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 南海トラフ地震対策課の6月補正予算につきまして、説明いたします。資料の1ページ歳入について御説明します。

15款県債について、2目危機管理債(1)防災対策事業債の990万円は、歳出の分散備蓄倉庫新築設計委託料に充当する緊急防災減災事業債となります。

次のページをお願いします。次に、歳出について御説明します。科目の上から3段目、2目南海トラフ地震対策費の補正額1,538万8,000円の増額補正をお願いするものです。補正の内容は、右端の説明欄に記載しています。

1地域防災対策事業費の1つ目設計委託料は、分散備蓄倉庫を新築するための設計委託料となります。2つ目の事務費は、備蓄物資の保管に係る事務費となります。具体的な内容につきましては、次のページをお願いします。

まず、概要としまして、国は、大規模災害発生時におけるプッシュ型支援を迅速かつ確実に行うため、支援物資の分散備蓄を推進しています。そのため国は、東京都にある1か所に加えて、全国7か所に分散備蓄をすることとし、四国地方では、本県が本年2月28日に分散備蓄先として決定しました。備蓄品目は、段ボールベッドや簡易トイレ、調理資機材、入浴資機材など、調達に一定の時間を要するものとなっております。

次に、要件としまして、国からは、保管する倉庫は、自治体の空きスペースとして、面積は600平方メートル程度で、無償で保管でき、主要幹線道路に近く、交通の便がよく、大型トラックが通行可能な道路幅であること。また、フォークリフトにより、荷下ろしが可能で、災害リスクがない市、令和7年度中に備蓄物資の搬入が可能などが要件となっております。この要件に合致する倉庫について、県と市町村の施設を調べましたが、空き倉庫はありませんでした。このため、6月補正予算にて、倉庫の整備を進めていきたいと考えて

いるものです。

次に、事業内容としまして、まず①分散備蓄倉庫新築設計委託料は、新築する倉庫の設計を外部委託するための経費で、建築場所としては、香南市にあります県立青少年センターの敷地内で、建築面積は約600平方メートルとなっております。建築予定か所は、左下の航空写真の赤の点線で囲っています、ソフトボール場の東側に建築したいと考えています。中ほどにある写真と右端の写真は倉庫のイメージになっております。

次に写真の上に記載しています②国の備蓄物資の保管に係る事務費につきましては、倉庫の完成が令和8年度末を見込んでいることから、一時的に備蓄物資を保管するため、民間倉庫の賃借料と、備蓄物資に付保する火災保険料の経費になります。

次に、スケジュールとしまして、今年度は、新築倉庫の設計を行うとともに、民間倉庫を賃借して、国の備蓄物資を受入れます。令和8年度は、倉庫の新築工事を実施し、令和9年度の、倉庫の完成に合わせて、備蓄物資を搬入することとしています。

最後に、事業効果としまして、国の分散備蓄を受け入れることで、国のプッシュ型支援を四国の被災市町村に迅速に届けることができるようになり、より良好な環境で避難生活が早期に実現できるようになります。

次のページをお願いします。続きまして、債務負担行為の変更について御説明します。緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費交付金について、令和7年度当初予算では、四万十市及び佐川町の設計費への支援を予定していましたが、四万十市の用地買収が想定以上に進展したことから、本年度、四万十市が工事に着手できるよう、交付金を増額するものです。

以上で、南海トラフ地震対策課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 国の分散備蓄を受け入れるということなんですけれども、非常に大事なことで必要なことだと理解しているんですが、今後、この備蓄品含めて、運営管理をしていくに当たって、国の一定の、財政支援がなければ、県の負担になるんじゃないかと思うんです。これからの管理運営、その責任や予算について、どういう見通しになっているのか教えていただければと思います。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 今回の国の物産備蓄受入れに当たって、倉庫につきましては、県が負担することが大前提になっております。それと運用につきましても県のほうでお願いしたいということになっておりまして、それを条件に受け入れることとなりました。

◎はた委員 その負担と、あと大規模な倉庫ができるわけですので、それを各避難場に配送する実務が発生した場合のルート、道路の整備、こういった関係してくることも県の負担になるかと思うんですけれども、全体的に、運用をスムーズに進めるための予算の確

保は、県の中で十分議論をされているのでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 発災後の運用につきましては、国の対応となります。發送ルートにつきましては、当然道路啓開が終わった後のルートとなりますので、そちらを通ることとなります。整備につきましては、現在、県道なり国道なり道路管理者が整備しておりますので、引き続き対応していくことになります。

◎はた委員 最後に、要望なんですけれども、都道府県が負担をする部分は、国の施策で進める分散備蓄ですので、国に、一定、都道府県を支えていただきたいと思いますので、機会があれば、国に対して、分散備蓄の管理運営にかかる一定の負担や、問題点が見えた場合には、協力を求めることを、高知県からも言っていただきたいと思います。

◎横山委員 関連になるんですけど。倉庫の設置と、維持管理は県がやるということなんですけど、そのほかで、もし県が使いたい場合に、持ち主である県が、その倉庫を利活用することができるのでしょうか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 備蓄物資が保管されているとしたときには、当然中に物が満杯状態に入りますので、利用はできないと考えております。発災後物資が発出された場合ですね、その後の利用については検討の余地があるかもしれませんが、今後国との調整次第です。

◎横山委員 倉庫は、ふだんは使えないかもしれないけど、被災後の時のこととか。例えば、防災の学習に使ったりとか、国が備蓄品をこういうふうに置いてるよとか、分散備蓄とはこういうものだよということも、一つ防災意識の向上にもなろうかと思いますので、日頃の活用や、被災後の運用について、国とも協議を進めていただきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 同じく関連して備蓄倉庫のことですけれども。全国7か所ということで、国が今後もっと増やしていく計画があるのですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 現在のところ、これ以上増やすお話は聞いておりません。

◎岡田（芳）委員 県として増やしていきたい思いがあるのかどうかもお聞きしたいし、何をどれだけ備蓄するか国の枠がありますよね。その割当てでは、恐らく足りないんじゃないかと思うんですよ。ですから県として、備蓄倉庫にしろ、備蓄品にしろ、国に対してどういう要望をしていくお考えなのかお聞かせください。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 物資の準備につきましては、基本的には自治体となっております。今回の国の分散備蓄はあくまでも不測の事態を想定した、補完的な備蓄となっておりますので、基本的には自治体がしっかりと準備をしていくことになろうかと思います。

◎岡田（芳）委員 自治体もそれぞれ事情が様々だと思います。備蓄は必要なものですので、そこはしっかり県として、それこそプッシュ型での支援や、自治体の相談に乗っていただきたいと思いますけれどもその辺はいかがですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 国の分散備蓄につきましては今後、国ともお話をさせていただきながら、また県の新たな被害想定も来年度末には出てきますので、そういったことを踏まえまして、対応についてできる限り調整をしていきたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 要請にしますけれども、それで何かもっと必要だということであれば、費用の問題もありますけれども、それも含めて国とも相談しながら、要望していくよう取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎橋本委員 倉庫の件なんですけれども、分散備蓄倉庫の新築設計委託料で1,000万円近く組んで、どれぐらいの投資になるのかまだはっきりしないんですけれども、どれぐらいになると考えていますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 過去の事例から言いますと倉庫の建設費が1億円以上になるのではないかと想定しております。

◎橋本委員 大規模災害は南海トラフ地震をイメージするのが普通だと思うんですけれども、今後30年以内に8割の確率で来ると想定したときに、実は2年間で、民間の倉庫賃貸借を500万ぐらいでできるわけですね。そうすると賃貸したほうがいいのではないかなという論議はなかったですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 今倉庫借上の費用が1か月大体50万ぐらいになっております。それで年間お支払いするのが、600万円ぐらいでしょうか。最終的に、借りるほうがいいのか、もしくは建設するほうがいいのか経済比較しまして、それで建設するほうを選択したことになります。

◎橋本委員 まだどれだけ本体工事がかかるか分からない、どれだけ投資しなければならないか分からないものに対して、1億円超えるって言ってましたよね。それで判断したわけですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 今回、国が保管する、備蓄倉庫が大体2億円弱ぐらいになっております。あとは不測の事態に備えて、県民の皆さんの命を守る観点からしますと、投資はやむなしと判断をしました。あと、高知県が受入れなければ、四国の3県に備蓄物資が流れていきますので、そういうことにはならないように、南海トラフ地震が起きた際に一番被害を受ける高知県に、ぜひとも備蓄物資を置きたい思いで今回提案しております。

◎橋本委員 だから、プッシュ型のやつで、高知県で受け止めさせていただくのはありがたいのですが、ただ、逆に言うと、借りても、建ててもどちらでも別に構わんわけでしょ。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 基本的に国からは、自治体の倉庫が大前提と言われており、それが条件でございます。ですので一時的には賃借させていただきますけれども最終的には、県の備蓄倉庫に保管させていただくことで御了承いただいた経緯がございます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、南海トラフ地震対策課を終わります。

〈消防政策課〉

◎下村委員長 次に、消防政策課の説明を求めます。

◎鈴木参事兼消防政策課長 令和7年6月補正予算案について説明いたします。資料の1ページ目を御覧ください。

歳入になります。2目危機管理費補助金の中央にございます(2)消防政策費補助金の2億3,220万7,000円は、後ほど説明をいたします、L Pガス料金高騰対策支援事業費補助金に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となります。

2ページ目を御覧ください。歳出になります。3目消防政策費において、2億3,220万7,000円の増額補正を行うものです。右端の説明欄の細目の中ほどにあります、1 L Pガス料金高騰対策支援事業費について、次ページの資料を用いて説明いたします。

3ページを御覧ください。まず上段の1目的を御覧ください。この事業は、国の地方創生臨時交付金重点支援地方交付金を活用し、L Pガス料金の高騰の影響を受けている、生活者に対して支援を行うものです。

次に、2高知県のL Pガス料金の動向等についてを御覧ください。本県では都市ガスより、L Pガスを利用する世帯が、県内の約7割程度と多く、またL Pガス料金は、令和2年から1,000円以上値上がりをし、依然として高止まりをしている状態です。そして、本県におけるL Pガス料金の支援につきましては、令和4年度2月補正予算、令和5年度12月補正予算、令和6年度12月補正予算に続きまして、今回で4回目の支援となります。

次に左下の3生活者支援の概要を御覧ください。まず、支援の対象といたしましては、県内でL Pガスの供給を受けている一般消費者等、約21.3万世帯を予定しております。対象期間は令和7年9月の一月で、支援額といたしましては、1世帯につき1,000円を各世帯のL Pガス料金から減額をする形で実施をいたします。

最後に、右下の4高知県L Pガス料金高騰対策支援事業費補助金の概要を御覧ください。この支援の枠組みは、一般消費者等のL Pガス料金を値引きをする、L Pガス販売店に対し、一般社団法人高知県L Pガス協会を通じて、その値引き分を助成するものです。県はこの販売店への助成を実施する協会に対し、必要となる費用の全額を補助するものです。

以上で、消防政策課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 この助成金は、販売店の時点で値引きをされ、世帯に効果があるということで、手続は要らないと思ってよろしいでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 一般消費者等、いわゆる御家庭の方々の手続は特段必要はございません。販売店で値引きをするということです。

◎はた委員 世帯ということで、飲食店含む、小規模零細の事業店舗もL Pガスを利用していると思うんですけれども、そこは対象になるのでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 説明の中で、一般消費者等と説明をさせていただきましたがこちらにつきましては、まず御家庭、それから、小規模な事業者、例えて言うと飲食店等が含まれます。こういった少量のＬＰガスを使用する世帯や事業者に対しての支援です。

◎はた委員 事業者の範囲は細かく線引きがあるのでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 小規模事業者ということで、例えばその飲食店であったり、クリーニング屋であったり、いわゆる町で行っている小規模な事業者が該当になります。これは、国から線引きをされているところで一定整理をさせていただいております。

◎はた委員 線引きについては、この協会の方がしっかり把握をされて、値引き措置をするということによろしいのでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 指摘のとおりです。

◎横山委員 この補助金ですけど、高知市の一部以外の郡部に対する生活者への支援ということで大変重要なことだと思っています。その中で４高知県ＬＰガス料金高騰対策支援事業費補助金（２）の③に事務費があって、その中に広報費等とあるんですけれども、国も、都市ガスに対して支援してますよと、県も、高知市以外の郡部の方に、公平に支援させていただいてますよってということに対する広報費なのか。その点しっかりやっているよとＰＲをしていただけているのでしょうか。

◎鈴木参事兼消防政策課長 御指摘の広報費等は、まず一つは、新聞への広告を掲載をすることと、あと販売店を通じて一般消費者等への連絡も広報に含まれます。

◎横山委員 今回で４回目の支援策と御説明もありましたけれども、やはりこういうことをしっかり地道に続けていくことを、現場の協会にも引き続き、広報、啓発に努めていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《健康政策部》

◎下村委員長 次に、健康政策部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中嶋健康政策部長 それでは総括の説明をいたします。当部から補正予算議案２件を提出しております。

２ページを御覧いただきたいと思います。一般会計補正予算の総括表です。こちら第１号議案で、総額で５億１,１８０万１,０００円の増額をお願いするものです。

次の３ページは第１４号議案でして、総額で８,０３１万２,０００円の増額をお願いするものです。

それぞれの主な内容ですが、第1号議案は、持続可能な医療提供体制を確保するために、病床数の適正化を進める医療機関や、分娩取扱い数が減少している施設、入院患者数が減少している、小児救命救急センターに対して、財政支援を行うものです。また、電子処方箋導入を促進するために、医療機関、薬局に対して導入経費を支援いたします。

第14号議案は物価高騰対策です。国が、光熱費など高騰した経費を、公定価格に反映するまでの緊急的な措置として、医療機関などに対し、財政支援を行おうとするものです。詳細につきましては後ほど担当課長から御説明いたします。

次に4ページをお願いいたします。令和6年度一般会計事故繰越しに係る使用報告をいたします。上段の4款健康福祉費、2項健康費の感染症対策事業費が、事故繰越となったものです。繰越し理由は右の説明欄に記載しております。内容的には、新型コロナウイルス感染症に係る公費支援についてで、5類移行後も継続して発生した、新型コロナウイルス感染症に、季節性のインフルエンザの大流行が重なってしまい、医療機関の事務に多大な負担が生じました。このため公費の請求手続に時間を要し、結果として今年度に繰越したものです。

続きまして5ページをお願いいたします。令和7年度各種審議会における審議経過等一覧表です。当部で所管します審議会の開催状況についてですが、令和7年2月定例会の開催以降、昨日までに開催されました審議会は、右端の欄に令和7年度6月と記載しております、高知県災害医療対策会議など13件で、主な審議項目、決定事項などは記載のとおりです。

また、審議会の委員名簿を11ページ以降に添付しておりますので、御確認いただければと思います。

以上で、総括の説明を終わります。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈医療政策課〉

◎下村委員長 初めに、医療政策課の説明を求めます。

◎高橋医療政策課長 当課から補正予算案について御説明をいたします。2ページをお願いします。

今回の補正予算につきましては、国の補助金を財源といたしまして、総額で4億3,824万円余りの補正をお願いをするものです。詳細については次のページです。

まず、左下の緑色の囲みの部分ですが、病床数の適正化支援事業費交付金です。こちらは、入院医療などを継続するために、病床削減により、診療体制の変更を行う医療機関に対して支援を行うものでございまして、今回、国からの第1次の内示額であります、100床分を計上しております。なお本交付金につきましては、事前の、県の調査段階では、500床を超える要望をいただいておりますけれども、全てを対象とすることは難しい状況です。

このため、国の内示の考え方を踏まえ、直近3か年連続または2年連続赤字となっている、民間の医療機関など、特に経営が厳しい状況にある医療機関から優先して採択を行う予定としております。

また、国からは、今後追加内示を予定していると同っておりますので、最終的な全体配分については、その状況も踏まえて決定をしていきたいと考えております。

次に、右側の桃色の囲みの中でございますが、まず（１）小児医療施設支援事業費交付金及び（３）分娩取扱施設支援事業費交付金ですが、こちらは、入院患者の数や、分娩取扱件数が過去3か年の平均を下回っている施設に対しまして、交付金を支給するものです。

（２）周産期医療施設設備等整備事業費補助金ですが、こちらは近隣の分娩施設の負担軽減を図るために、妊婦健診などを担う施設に対して、外来診療などに必要な施設、設備の整備費用を支援するものです。

次に追加分の補正予算案について御説明をいたします。5ページ右の説明欄にございます、医療施設等物価高騰緊急対策事業委託料及び医療施設等物価高騰緊急対策給付金については、国の交付金を活用し、光熱費や食材費などの物価高騰の影響を受けながらも、医療サービス等の安定的な提供を継続している医療施設などに対しまして、給付金により支援を行うものです。また執行に当たっては、受付等の事務を民間事業者に委託する予定としております。

対象施設及び給付金額については次の6ページの中に記載をしておりますが、スキームは、前回2月補正のときをお願いさせていただいたものと同様でして、金額については、物価高騰が継続していることもあって若干の増額になっております。

説明は、以上となります。

◎**下村委員長** 先ほど、ほかの皆さんにもお伝えしましたが、ちょっと暑いので、上着脱いで結構です。

質疑を行います。

◎**はた委員** 病床削減の予算についてなんですけれども、赤字ということを目安にして、病床削減に補助をあてると。病院現場の実態からすると、本来は、病床維持のための支援を受けながら、一定の病床を確保したい思いが強いのではないかと。ただ、赤字が続くので、やむを得ず削減に手を挙げざるを得なかったんじゃないかと思うんですけれども、県として、今の医療機関の皆さんの、赤字の状況、また維持をしたい、支援をしてほしいと思っているかどうか、その辺りの聞き取りの状況を教えていただきたいです。

◎**高橋医療政策課長** まず、この背景としましては、本会議の答弁でも部長からお答えをさせていただいたと思いますが、医療機関の経営状況はたいへん厳しいと認識しております。特に診療報酬の改定がありましたが、物価高騰や、人件費の上昇分に追いついていない背景があるとお聞きしてますので、そこの部分の対応がやっぱりなされないと、医療機

関の経営は非常に厳しいままである状況だと思います。今回の補正では、病床の適正化だけではなく、物価高騰の支援も計上しておりますし、当初予算の中では、直接の経営支援ではないんですけれども、医療の効率化、デジタル化も含めて、そうしたものの取組に対する支援の交付金も予算も計上しております。まずはそうした応急的な取組ではありますが、こういうものをしっかりと県としてはやっていくことで、事業者の経営の継続を支えていきたいと考えています。

◎はた委員 経営の維持のためということなんですけれども、高知県の長寿県構想の医療病床の目指すべき姿、また、必要な病床の絶対量、足りていないエリアをどう補完していくかが課題だと思うんですけれども。本当に県が目指す、どこに住んでいても、一定の病床を維持することが、この流れで本当に大丈夫なのかと。経営上赤字だと、お金もらって、病床を閉じることができるとしても、県の計画と一致する、本当に安心できる病床を確保できるのか疑問なんですけれども、その辺はどうなのでしょう。

◎高橋医療政策課長 今回の病床適正化事業は1回限りのものでありますので、特に経営の厳しいところに支援することに主眼を置き、国において実施されているものと承知をしています。その中でも、特に今回申請いただいた内容、要望のベースでありますけれども、やはり高知市を中心とした中央域の医療機関がございまして、一定数既に休床している病床も支援対象になっていますので、そういったものをこの機会にということで申請されるケースが多いのかなと思います。特に中央域以外、幡多でありますとか高幡、安芸の部分も含めて、周辺域から申請いただいている医療機関は割と少ない状況にありまして、そちらの方は医療継続の観点から、削減を大幅にすることは、今のところ見られてないと考えております。

◎はた委員 医療機関を守るという意味で、やむを得ない予算、事業なのかと思うんですけれども。やっぱりこういった経営を守る視点と同時に、中山間や規模が小さい医療機関であっても、病床を維持して、県の計画に合致するように支えていくのも県の役割だと思うんです。今回の補正予算に病床を守るという視点の予算計上はなかったんですけれども、ぜひ、検討していただいて、病床をいかに維持をして、経営も支えていくかに取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

◎高橋医療政策課長 新しい地域医療構想が令和9年度から始まりますので、それに向けて、本年度以降に各地域での話し合いを進めていくようになっています。目的としては地域での必要な医療を設計した上で、それをどう確保していくかの視点で進めてまいります。その中で県の必要な支援、対策を検討していきたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 500床の要望があったということで、その中で厳選してより厳しいところにと御説明あったんですけれども、県内の7割の病院、医療機関が赤字経営だと報道がありました。全国では6割が赤字経営だと承知してはいますが、そういう中で高知県の

医療をしっかり守っていくことが大切だと思うし、そういう立場でやられてると思います。その背景は診療報酬が5回続けて下がっていることが一番大きいと思うので、健康政策部としても、こういう手だてをしながら、物価高騰に見合うような診療報酬の改定を求めていくことが、根本的な経営を守りながら、県民の命を守っていく、医療を守っていくことにつながっていくと思うので、その姿勢で取り組んでいただきたい。これ、部長になるかもしれませんけど。

◎中嶋健康政策部長 先般も国に対して、診療報酬の適正化を提言させていただきましたので、今後、国の動向も注視しながら、必要があれば、積極的に政策提言もしていきたいと考えております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で医療政策課を終わります。

〈健康対策課〉

◎下村委員長 次に、健康対策課の説明を求めます。

◎川内医監兼健康対策課長 当課から令和7年度一般会計補正予算議案について御説明します。資料の2ページをお願いします。

歳出予算です。上から3段目、7目健康対策費の右端説明欄を御覧ください。1新興感染症対策推進事業費のうち、医療施設整備支援事業費補助金として204万2,000円を計上しております。この事業ですが、国の令和6年度補正予算を活用しまして、物価高騰などにより国庫補助事業による施設整備等が困難となっている医療機関に対して支援を行うものです。

具体的には令和6年度の新興感染症対応医療機関設備整備事業費補助金におきます施設整備において、面積当たりの実際の工事単価が、国の補助単価を超えていました医療機関を対象としまして、国庫補助額との差額分を補助するものです。国の交付要綱の発出が、本年2月となりまして、当初予算に計上が出来ませんでしたので、今議会での補正をお願いするものです。

当課からは、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、健康対策課を終わります。

〈薬務衛生課〉

◎下村委員長 次に、薬務衛生課の説明を求めます。

◎大森薬務衛生課長 当課から補正予算案について御説明いたします。資料の2ページ歳出予算を御覧ください。

今回の補正予算につきましては、7,151万4,000円の増額をお願いするものです。財源の3分の2を国庫補助金としております。

右の説明欄にありますように、1医薬連携推進事業費の電子処方箋普及促進事業費補助金につきましては、医療機関等薬局における電子処方箋の導入を促進するために必要な経費を、補助金により支援するものです。電子処方箋を導入することにより、患者、医療機関及び薬局が処方された薬の情報をリアルタイムで確認できるようになります。ほかで処方された薬の飲み合わせの悪い処方や、同じ効能の薬の重複を防ぎ、医療の質の向上や医療費の適正化につながります。

また災害時や救急などの緊急時におきまして、医療機関が患者や家族の記憶に頼らず、迅速に、直近の薬の処方状況が確認でき、適切な医療提供が可能となります。なお、補助の対象は、国の制度に合わせまして、本年9月末までに電子処方箋を導入する医療機関及び薬局とし、補助割合は、病院に対して導入費用の6分の1以内、診療所と薬局につきましては、4分の1以内を補助させていただきます。

説明は、以上になります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 医療機関からの需要は、どのくらいあるのでしょうか。

◎大森薬務衛生課長 調査をしてまして、医療機関から回答が返ってきたのが54.2%です。その内の62.2%が導入しますと回答いただいております。

◎はた委員 デジタル化が難しい方への対応は、各現場で残るということによろしいでしょうか。

◎大森薬務衛生課長 紙の処方箋も通常に使える形になっておりますので、問題ないと思います。

◎横山委員 これはもう大分普及してきているんですか。県内でどれぐらいこれができるところがあるんですかね。

◎大森薬務衛生課長 医療機関として導入しているところが7病院となっております。

◎横山委員 今回の補正が約7,000万円ぐらいですけど、これはどういう見積りになっているんですか。

◎大森薬務衛生課長 医療機関に調査をしまして、導入するとお答えになった病院診療所の数で計上しております。令和7年3月までに、ほぼ全ての医療機関と薬局の導入を目指しております。現在の導入率は30.6%となっております。この補助金を対象とすることで、4割を超える施設を見込んでおります。

◎横山委員 これは結局マイナンバーカードを提出するじゃないですか。それと連動して、その患者のいろんなデータがしっかりと共有されていくことを最終的には目指しているのでしょうか。

◎大森薬務衛生課長 マイナンバーカードが保険証という取扱いをするのと同時に、電子処方箋も電子化して、そのまま医療機関から薬局に行く形になります。

◎横山委員 大変重要な取組だと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

◎はた委員 このデジタル化、ＩＣＴ化をするための管理サービスがあるわけですが、この運営経費が、患者負担や病院負担で運営されているのかどうか。本来国が進めている事業であれば、やっぱり国が、ここの管理サービスとＩＣＴ化の予算を持つべきだと思うんですけど、実態はどんなになっているのでしょうか。

◎大森薬務衛生課長 管理センターは国のシステムですので、国が動かしております。ただ、使う医療機関、薬局等の運営費用につきましては、月々幾らかの費用を負担いただく形になっております。その費用につきましては、医療機関、薬局の診療報酬で補填される形になっております。

◎下村委員長 １点だけ私から。先ほどの御説明の中で、実際に処方箋をお持ちじゃない方のものも確認できるようなお話ありましたが、例えば災害時、回線が切れて、オンライン状態から外れている状態のイメージなんですけど、そのときはやはり見られないと、スタンドアロンでそのデータを持っていることはないと思うんで、そういう認識でよろしいですか。

◎大森薬務衛生課長 災害時も、このシステムが立ち上がれば、全ての患者の情報はリアルタイムで見ることができる状況にはなっております。

◎下村委員長 ちょっと確認です。例えば、受け取る側がオフラインの場合は、やっぱり受け取れないという認識でよろしいですか。

◎大森薬務衛生課長 そういうことになります。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

《子ども・福祉政策部》

◎下村委員長 次に、子ども・福祉政策部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎西村子ども・福祉政策部長 それでは総括の説明をいたします。子ども・福祉政策部が提出しております議案は、一般会計補正予算議案と条例その他議案の２件です。また、報告事項が１件ございます。２ページをお願いします。

まず令和７年度一般会計補正予算案の御説明です。今回の一般会計補正予算案は、国の重点支援地方交付金を活用し、燃油等の物価高騰の影響を受けながらも、サービスの提供

を継続している事業者等の支援に要する経費としまして、総額6,371万円の増額補正をお願いするものです。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたします。

次に3ページですが、条例その他議案です。当部の所管は、第9号の1件となっております。詳細につきましては、長寿社会課長より御説明いたします。

次に4ページからですが、当部で所管しております審議会等の開催状況です。本年4月の危機管理文化厚生委員会以降に開催した審議会は、右端の欄に令和7年6月と記載しております。高知県児童福祉審議会など3件です。一覧表に主な審議項目、決定事項等について、また、審議会等を構成する委員の名簿を一覧の後に添付をしております。

最後に報告事項です。高知県老人居室整備資金貸付金及び当該貸付金に附帯する延滞利子に係る債権の放棄についての意見です。詳細につきましては長寿社会課長から御説明いたします。

説明は、以上です。

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈長寿社会課〉

◎下村委員長 初めに、長寿社会課の説明を求めます。

◎山本長寿社会課長 当課の条例議案及び補正予算議案について御説明いたします。

まず、条例議案について御説明いたします。高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案です。今回の条例改正議案は、特別養護老人ホームの1室当たりの定員基準を、一定の要件を満たす場合に限り、4人以内とすることを認める特例を設けるものです。

資料の改正の背景等の現行の基準を御覧ください。本県では、プライバシーの確保など、入所者の生活環境の向上を図る国の基本方針にのっとり、平成25年に条例を制定し、一室の定員は、2人以内としてきました。ただし、条例制定時に開設していた施設は、経過措置として、4人以内という条例制定前の基準を認めていましたが、現在の基準では、建て替えの際には、2人以内とする必要があります。

資料下段の左、県の考え方の囲みの中を御覧ください。本県においては、3、4人部屋を持つ施設が、南海トラフ地震や土砂災害に備えて、建て替えを余儀なくされる場合などに個室や2人部屋にすると、定員が減少するなど、希望者が入所できなくなる、あるいは、現在の入所者が退去せざるを得ないなど、利用者へのサービスが確保できなくなるケースが出るなどの懸念が出てきたところです。このため、3、4人部屋を持つ既存施設の建て替えに際しては、一定の配慮が必要であることから、右の条例改正の内容にありますように、厳格な3つの要件を設定した上で、当分の間の措置として、限定的に基準を緩和し、居室定員を4人まで認めるものです。

左の県の考え方に戻りますけれども、今回の条例改正による特例措置は、3つの要件を満たす建て替えに限るものであり、本県における居室定員基準は、国の基本方針にのっとり、プライバシー確保の観点からも、原則2人以内の考え方を維持するものです。

続きまして、補正予算議案です。歳出予算の社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業委託料及び社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金について、次の参考資料で御説明いたします。

上段1背景にありますとおり、社会福祉施設は、国が定める介護報酬などの公定価格に基づき運営されています。通常、介護や障害福祉分野の報酬改定は、3年ごとに行われ、直近では、令和6年4月の改定で、公定価格に物価高騰の影響が一定程度反映されたところですが。一方で、この公定価格には、報酬改定後も続いている直近の物価高騰の影響は、十分に反映されていません。

本事業は、長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課の所管する福祉施設等を対象として、ガソリンや食材料等の物価高騰の影響を受けながらも、サービス等の提供を継続している事業者等に対し、給付金の給付を行うものです。

給付金の単価設定につきましては、2事業内容の②給付額積算方法及び給付単価にありますとおり、施設からお聞きした実際の食材料費等の高騰状況をもとに、施設の類型や規模別に給付単価を設定しております。特に、入所系の施設につきましては、定員規模に応じて、3段階の単価を設定しています。

③予算額には、各課が計上した額を記載しております。このうち、長寿社会課の補正予算額は、対象となる介護サービス事業所など466事業所に対する給付金3,920万円と、事業者からの申請受付などの業務に係る委託料の484万円の合計4,404万円となっております。なお、申請受付などの業務は長寿社会課、障害福祉課、こども家庭課の3課に共通するものとなっております、一括して当課が予算を計上しております。

長寿社会課からの説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 まず聞きたいのが、特養の定員の緩和措置の条例についてなんですけれども、実際、高知県に特養施設が何か所あって、そのうち、4人部屋の運営をされているのは、何件なんですか。

◎山本長寿社会課長 現在特別養護老人ホームは、県内に68施設ありまして、3、4人部屋がある施設が38ございます。

◎はた委員 アンケート調査をされて、一定の配慮をしてほしいと。そうしなければ、利用者に不利益を及ぼすことが、アンケートでも書かれているんですけれども。具体的には、そういう回答をした保険者は、この38施設のうちどれぐらいなのか。また、地域性や、施設の建築年数とか、そういった特徴はあるのかどうか、もうちょっと詳しくお聞きをした

いです。

◎山本長寿社会課長 保険者である市町村の調査結果によりますと、一つだけ選んでいただく回答では、ユニット型個室が望ましいというのが12市町村ありまして、従来型の多床室がいいんじゃないかっていうところが、6保険者ありました。ただ、居室定員のニーズとしましては、複数回答の場合、ユニット型個室がいい、従来型個室がいい、2人部屋がいい、4人部屋も欲しいという中で見ると、全てが同じぐらいになりまして、実際はニーズに合わせていろんな部屋が選べるようにしてほしいという回答でした。ただ、方向性として個室が好ましいというのが、市町村の意見ではあります。

◎はた委員 環境が良くなることは、大事なことですけれども、経営をしながら、不利益を与えず、どう法律に当てはまる施設にしていくか現場は苦労してると思うんです。なので、6保険者が、緩和措置が要ということだったと思うんですが、この6保険者は、どの自治体なのか教えていただきたいです。

◎山本長寿社会課長 安芸市、香南市、南国市、いの町、津野町、黒潮町です。

◎はた委員 各保険者地域、またその利用者が多いエリアと見たときに、将来的に必要な数が保障されるように、激変緩和をしながらも、そういった対応が県に求められていると思うんです。2人部屋にしなければならないけれども、面積が足りないとか、そういう環境がないということで、4人部屋を継続するという自治体があるわけですが、その自治体も、今回の提案の中には、プライバシーの配慮だとか、一定の条件を求められる。そのことによって負担も増える、負担があるからなかなか受入れ人数を減らさざるを得ないなど、必要な量が縮小していくのではないかと心配があるんですけれども、その量の面で、必要な方たちが入れるようなサポートを県は考えているのか。

◎山本長寿社会課長 実際、3つの要件を設けてるんですけれども、高齢者の数、要介護者の数、それから介護保険計画を計画している、施設の定員として必要な数ですとか、そういったところは市町村でもしっかり見ながら、施設にどれぐらい定員が必要なのかを踏まえて、この4人部屋は現に必要な理由がないとできませんけれども、そういう部分で見ていくことが根本的にありますので、必要な量がないのに、4人部屋っていうことは考えてないですし、必要なところを一緒に見ていく形にはなります。

◎はた委員 地域、高齢者にとって、なくてはならない財産、施設なわけです。それが2人部屋になるのは、経営側から考えると、すごくコストがかかる運営をしていかなければならない。それに対して一定国の補助があるけれども、すぐには転換できないということで、今回、激変緩和がされるけれども、それに関わるプライバシー配慮の費用が、新たな負担として一定かかってくると思うんです。そこの部分を、条例をつくる元である県として、どういう支援をするのか。土地がないという、経済的な面だけじゃなくても2人部屋が難しい、そういうところはこの激変緩和の措置の中で、運営をしていかざるを得ないわ

けですけれども。運営していく中で、プライバシー配慮の新たな負担が出てくると思うんですけれども、まずその点で、この激変緩和の条例をつくったことによって、新たな負担はあるのかないのか。

◎西村子ども・福祉政策部長 今回の条例改正は、新築もしくは改築をされる場合を想定しておりまして、基本現行に存在している特別養護老人ホームの施設の運営自体には、特段大きな変化が生じるものじゃないことをまず御理解いただきたいんです。今回の事案は、特に災害、例えば南海トラフ地震であるとか、施設が豪雨災害の危険エリアに該当していて、建て替えを余儀なくされる場合を想定しています。ですので、今の段階で、安全性もあって、場所を変えないといけないって言ったときに、急に定員を減らすのはしんどいですよね。なので、今回特例として認めるようにしましょうということなんです。ただ、入所者の基準自体は、基本的には個室とか2人部屋、これはプライバシーとかを前提にして、今後新たにやっていくときには個室にしていきたいと思いますという大原則があって、それは守っていきましょうということなんです。ですので、今回、何らか移転を余儀なくされます。それから、その際今いる入所者の方を、出さないといけない、それは、入所の方に大変不合理があるので、そこは、緊急避難的にですね、認められるようにしようと。そうした場合には市町村においても、一定介護の計画を見た上で、妥当性があるって、やむを得ないと市町村長からも認めていただいた文書を出していただく、そういったような条件を幾つか担保した上で、入所者の方、それから運営者側に不利益が講じないようにしたいと考えているものです。多くの施設が、今どこか移転をしないといけない状況でないのは御理解いただきたいと思います。

◎はた委員 その点は分かりました。自分たちの判断ではなく、移転をせざるを得ない。建て替えの中で、2人にすることが難しいところに対して、今回条例を設けるわけですが、4人部屋を、認めることに当たっても、プライバシー配慮のしつらえをしてくださいという要件になっていますので、私が聞いたかったのは、新たなプライバシー配慮のしつらえが必要になると、その部分の事業者負担が発生するのではないかと。あるのであれば、県が対応することも、現場の施設を経営上支えるには大事ではないかということです。

◎山本長寿社会課長 基本的には、もともと個室、もしくは2人部屋が好ましいとして、個室的なしつらえは必要であったと。ただ、4人部屋にするときにも、その個室的なしつらえが必要であるっていう形になっていますので、もともとを建て替える場合に、お金が新たに発生するものではないと考えています。

◎橋本委員 基本的には古いので4人部屋があるという位置づけがあるわけですよ。先ほど部長と課長からも話があったけれども、例えば、土砂崩れ、それから豪雨災害や盛土とか、それぞれ、危険なところに建っている状況がある。もう一つは南海トラフ地震を想定

すれば、津波が来る浸水域にある、地震耐震性がないのが、68ある施設の中で、何施設あるのか。

◎山本長寿社会課長 これこれ何か所と整理したものが、手持ちとしてはないです。

◎橋本委員 条例制定するときは、大体これだけのターゲットがあるわけで、こういう施設がどういう環境に置かれて、どういう形でっていうことをある程度県で把握すべきじゃないでしょうかね。

◎山本長寿社会課長 ここには準備できていないんですけれども、後ほど整理して、お出しするようにします。

◎横山委員 高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策事業についてお聞きしたいんですけれども。これ、県が指定元権者となっている福祉施設等で、予算の見積りとしたら466施設、長寿社会課がやってますけれども、これは高知県全部の県が指定する数でよろしいでしょうか。

◎山本長寿社会課長 高知県が指定しているものの数になります。

◎横山委員 今、どこの福祉施設も大変厳しい中において、やはりこういう、県が支援することに対しては、全てにおいて申請をしてきてもらいたいと思うんですけど。なかなか担い手不足であったり、事務手続も行き届かない小規模な事業者もあるかと思えますけれども、その辺を是非地元の福祉保健所とも連携して、やはり全施設が県の支援策を受け取っていただくようにしていただきたいと思います。その辺のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

◎山本長寿社会課長 しっかり申請していただくことが重要だと思ってますので、まずメールとかホームページでお知らせするのはもちろんなんですけれども、委託事業者から後追いのお電話をしていただく、その後にも再度、出てきてないところにはお知らせの通知をしていく、また市町村からも声かけをしていただくですとか、そういった形で周知に努めたいと思っていますところ です。

◎横山委員 この委託の分の484万円は長寿社会課が計上されていると思いますので、この介護・障害・児童の3分野においてしっかり申請していただくと。先ほど課長おっしゃってました後追いをしていくことを、ぜひ長寿社会課でやっていただきたいと思います。

◎はた委員 同じく、この物価高騰支援が必要なところに行っているかどうかの確認を、担当課がして、後追いをすることで、抜けることがない対応を強く求めたいと思います。

それともう1点、物価高騰対策を進めることは、大賛成なんですけれども、単価の設定についての議論がどうだったかでお聞きをしたいのが、訪問系の単価と相談形、通所系の単価が同じなわけです。訪問系については、報酬の引下げのそもそものマイナス影響が出て、プラス物価高騰の影響が出ることで、本当に大変で、県の長寿県構想の政策でも、訪問系を今後どう展開していくかをやっていかなければならない。そういう意味では大事な

訪問系の事業所への配慮があまり見えないと私は思ったんですけれども。限られた財源をどう割り振るのかで、担当課として、訪問系に政策的に手厚くして、財産として、支える議論はあったのかどうか。単価の設定についての議論、考え方を教えていただきたいです。

◎山本長寿社会課長 今回の補正予算に係る物価高騰の単価設定につきましては、実際施設に聞き取りをしまして、物価高騰によりかかる経費が上がった分の食材料費、ガソリン代、電気ガスを計算をしまして、そこから単価を導き出している関係で、食材料費の関係もあり、入所系が多めにはなっています。

◎はた委員 聞きたかったのは、物価高騰対策の支援は大賛成なんです。ただ、いろんな、系統の現場がある中で、訪問系の事業所は本当に厳しい。そこを政策的に支える単価の設定が必要だったのではないかと思うんですが、その点はどうお考えでしょうか。

◎山本長寿社会課長 そちらの費用としては、処遇改善加算の別の補正予算を今、順次お支払いするように、準備をしております。そちらは訪問介護事業所も対象になっておりまして、それが、来月ぐらいにお支払いになる予定になっています。

◎下村委員長 ちょっと確認です。今言ってるのは、通所と訪問と相談が同じ5万円で統一されていることの差異についてですね、何か議論がなかったのかというお話だったと思うんですけど。その部分について、5万円一律であることについての答弁をよろしいですか。

◎山本長寿社会課長 通所の部分につきましては調査によります、高騰分の実績から計算をしております、そこは一律で設定をさせていただいているところです。

◎はた委員 私が聞きたかったのは、この燃料費だったり、光熱水費食料品、それはどこも同じく上がっているんで、その目安でいうと、単価が同じになるのは承知しています。ただ、報酬の引下げの一番の影響を受けて、これからの県の政策として、訪問系を維持し、訪問系の事業で県民を守っているのであれば、県の政策的配慮が、単価設定でも必要ではなかったのか。

◎西村子ども・福祉政策部長 先ほど申し上げたのは処遇改善、報酬単価の改定の話だと思いますが、その部分については、2月補正の段階で処遇改善の部分申請できるように計上していますので、そちらで対応していると。それから今年度の当初予算におきまして、訪問系の施設に対しては、議会でも答弁申し上げましたが、遠距離加算の部分について、単価の改定をしておりますので、基本的にはそれに対応させていただいていると御理解いただければありがたいんですけれども。

◎はた委員 今回の物価高騰支援だけではなくて、そういう後からの加算も含めて、いろんな国の支援、県の支援が、訪問系にも入っていると思います。ただ、そういうあらゆる支援の制度が十分に行き届いているのか、十分に使えているのかどうか。そういったところは、今回の物価高騰の後追いをしてお対応するだけじゃなくて、常に現場に行き届いてい

るのか、十分使われているのかどうかを担当課として把握をして、どの制度においても、後追いをさせていただきたい。その点はどうでしょうか。

◎山本長寿社会課長 やはり、知っていただいて、使っていただかないとせっかく準備をしても、意味がないと思っておりますので、いろいろな方面からお知らせしていただくよう、事業所にはお伝えしていきたいと思っております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、長寿社会課を終わります。

〈障害福祉課〉

◎下村委員長 次に、障害福祉課の説明を求めます。

◎山崎障害福祉課長 当課の補正予算議案につきまして、御説明いたします。歳出予算の社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金について御説明をいたします。

こちらは先ほど長寿社会課から説明がありました、燃油等の物価高騰の影響を受けている事業者等に対する給付金について、障害福祉課が所管しております、障害福祉サービス事業者を対象に給付するものです。先ほどの長寿社会課と同じく、参考資料で説明をさせていただきますので、議案参考資料2ページをお願いします。

1 背景、2 事業内容は先ほど長寿社会課より説明がありましたので省略いたします。

資料右側の3対象事業者の詳細の2つ目の枠囲みを御覧ください。対象となる障害福祉サービス事業者は県が指定権者となっている、入所系、通所系、訪問系、相談系の事業所になります。給付単価は、資料の左側の2事業内容の中ほどにありますけれども、入所系は店員規模ごとに10万円から20万円。通所系、訪問系、相談系は5万円となっております。

その下の③予算額ですけれども、障害福祉課分としましては、対象となる203施設への給付金1,515万円を計上しております。

障害福祉課からの説明は、以上になります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

〈子ども家庭課〉

◎下村委員長 次に、子ども家庭課の説明を求めます。

◎野村子ども家庭課長 補正予算議案につきまして、御説明いたします。資料の1ページをお願いします。

説明欄の社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金でございます。先ほど長寿社会課、障害福祉課から説明がありました、物価高騰の影響を受ける事業者等に対する運営支援として、子ども家庭課が所管しております、児童福祉施設等を対象に給付を行うものです。

資料の２ページを御覧ください。事業の概要等全体につきましては、長寿社会課より説明しましたので省略いたします。本事業の当課分しましては、左下２事業内容の③予算額の子ども家庭課にありますとおり、29の児童福祉施設及び91の里親世帯を対象としまして、452万円を計上しております。対象施設の詳細は、右側の児童福祉施設等の囲みのとおりです。

子ども家庭課の説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、子ども・福祉政策部から１件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることといたします。

高知県老人居室整備資金貸付金及び当該貸付金に附帯する延滞利子に係る債権の放棄について、長寿社会課の説明を求めます。

◎山本長寿社会課長 令和６年度末に、高知県債権管理条例に基づく非強制徴収債権の放棄を行いましたので、御報告いたします。

債権放棄を行いましたのは、当課が所管する高知県老人居室整備資金貸付け金及び当該貸付金に附帯する延滞利子に係る債権１件です。

この債権は、昭和48年度から平成３年度まで実施していた高齢者の在宅での生活を推進するため、高齢者専用居室の整備、または高齢者向けに住宅を改造するために必要な資金を貸付けたものです。現在は、貸付けは行っておらず、債権管理のみとなっております。

本件は、昭和61年５月に、主債務者に対して行った60万円の資金貸付けの償還に係る債権です。償還の初回から返済が滞り、電話連絡や納付書の再交付及び督促状の送付を行っておりました。その後も定期的に督促を行い、平成３年７月に納付があつたものの、以後は納付がない状況でした。

その後、主債務者は、平成15年11月に破産手続廃止決定、平成16年１月に破産免責許可決定を受け、償還を求めることが出来なくなりました。以降は、連帯保証人との折衝を行ったところ、平成16年６月から平成28年10月に渡り、第三者である主債務者の妻から入金がありました。

平成18年５月31日には、民法の規定に基づく、10年の消滅時効が完成し、全ての連帯保証人及び相続人から、令和６年に時効援用の届出がありました。このため、高知県債権管理条例第14条第１項第２号の破産法第253条第１項の規定により、債務者が当該非強制徴

収債権につきその責めを免れたときに該当するとして、債権残高177万1,934円の本債権を放棄したものです。

なお、庁内の税外未収金対策幹事会債権管理推進部会で確認の上、令和7年3月31日付で債権放棄を決定しております。

説明は、以上になります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、長寿社会課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

《文化生活部》

◎下村委員長 次に、文化生活部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎池上文化生活部長 6月議会への提出議案及び報告事項について総括説明を申し上げます。

最初に、令和7年度一般会計補正予算について御説明します。追加提出分も含めまして2件、いずれも、私学・大学支援課の所管となっております。文化生活部補正予算総括表を御覧ください。

まず、高等学校等就学支援金制度の所得制限撤廃に伴い、これまで所得制限を受けていた世代に対して、国公立高校共通の基準額である年額11万8,800円を新たに支援するため、1億7,900万円余りの増額をお願いするものです。

次に、物価高騰対策の一環として、私立高等学校に対して電気、ガス料金への支援を行うため、160万円余りの増額をお願いしています。補正予算額は合計で1億8,131万6,000円です。

続きまして、報告事項についてです。国際交流課から、県、市町村、事業者等の関係者が共同して、外国人の方の定着を促進し、地域社会の一員として共に活躍できる高知県を目指して、今年度策定する、仮称高知県多文化共生推進プランにつきまして、プランの策定方針やスケジュールなどについて、御報告いたします。なお、議案及び報告事項の詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げます。

最後に、文化生活部が所管しています審議会の開催予定などについて御報告します。令和7年度各種審議会の開催予定についてを御覧ください。当部が所管している審議会の開催予定日や、主な審議項目などを記載しています。今後の開催状況などにつきましても、

随時御報告いたします。

説明は、以上です。

◎下村委員長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

(昼食のため休憩 11時47分～13時00分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈私学・大学支援課〉

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

私学・大学支援課の説明を求めます。

◎後藤私学・大学支援課長 当課からは、一般会計補正予算 2 件を提出させていただいております。説明資料左上を御覧ください。

まず 1 件目の私立高等学校等臨時就学支援金交付金等につきましては、高校の授業料無償化に関連する予算です。国の令和 7 年度当初予算において、高校の授業料支援に係る収入要件が撤廃されたことを受けまして、新たに必要となる予算をお願いするものです。

具体的には、①私立高等学校等臨時就学支援金交付金につきましては、高校の授業料に充てることを目的とした就学支援金制度におきまして、これまで対象外となっておりました、年収約910万円以上の世帯について、今回の収入要件撤廃に伴い、国公私立共通の基準額であります、年額11万8,800円を支援するものです。

支援の拡充イメージを御覧いただきまして、今回の支援は、赤の斜線で示しております、拡充範囲の部分を対象とするものです。対象者数は1,503人、必要額は1億7,855万6,400円を見込んでおります。なお、本支援金につきましては、原則国費により措置されますが、留年など学籍月数の超過等により、国費の対象外となった場合であっても、意欲のある生徒が安心して教育を受けることができるよう、県として支援を行うため、一部県費を計上しております。

次に、資料右上、②私立高等学校等臨時就学支援金事務委託料につきましては、臨時支援金の申請の受付等の事務について、学校法人に業務委託を行い、国から交付される事務費を支払うものです。予算額は、国費の対象生徒数に、国から交付されます生徒 1 人当たりの事務費単価を掛けました金額111万6,000円を計上しております。

続きまして、2 件目資料右下です。2 私立学校電気料等高騰緊急支援給付金です。こちらの給付金につきましては、電気代及びガス代高騰の影響を受けております学校法人等に対し、臨時交付金を活用して支援を行うものです。支援対象は、私立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校を設置する25の学校法人等です。支援内容としましては、国の物価高騰対策に合わせまして、電気及びガス料金の引上げ額、3 か月分の 2 分の

1 相当を給付するものです。

説明資料 2 ページから 5 ページは、御説明しました 2 件の補正予算に係る議案書を添付しております。

当課からの説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、私学・大学支援課を終わります。

以上で、文化生活部の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、文化生活部から 1 件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

高知県多文化共生推進プラン（仮称）の策定について、国際交流課の説明を求めます。

◎松本国際交流課長 当課からは、高知県多文化共生推進プラン（仮称）について御報告いたします。資料 2 ページをお願いいたします。

現在、人口減少、産業界での担い手不足が進む中、県内在住の外国人は年々増加をしております。このため、技能実習生を含む県内在住外国人と県民とがお互いの文化的な背景を理解、尊重しながら、共に安心して暮らし、活躍できる多文化共生社会の実現のため、県、市町村、事業者等が協働し、取り組むことが重要となります。これまでは、外国人材の受入れ活躍に関する取組は商工労働部、日本語教育の推進に関する取組は文化生活部が所管し、それぞれにプランを策定しておりましたが、これらを統合した新たなプランを今年度中に策定し、令和 8 年度から施行することを予定しております。

資料の下、庁内会議をお願いいたします。庁内において、多文化共生の取組を一体的に推進するため、高知県外国人材活躍・多文化共生推進庁内会議を設置しました。これは、これまで、商工労働部で所管をしておりました「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応会議」から、多文化共生に関することを役割として明確化し、文化生活部が所管をすることとしたものです。この庁内会議では、今年度は、プランの策定を中心に、令和 8 年度以降は、多文化共生に関する各部局間の進捗状況や、情報の共有、連絡調整などを行ってまいります。構成メンバーは、副知事を議長とし、知事部局のほか、教育委員会、公営企業局、警察本部で構成をしております。以上中央の有識者会議につきましては、高知県多文化共生推進会議を設置し、プランの検討や進捗管理を行います。この会議は、これまでの日本語教育推進会議を拡充する形で設置するものです。この会議の会長には、総務省や、各自治体における多文化共生施策の策定において、座長など担ってこられました、明治大学の山脇啓造教授に御就任いただくこととしております。

次に3ページをお願いします。新たに策定するプランの骨子案について御説明をいたします。左側にあります、これまでの第2期高知県外国人材受入・活躍推進プランのうち、外国人の定着に関する取組を中心に再整理をしまして、項目を再構成する形で策定に向けて進めてまいります。この骨子案は、庁内会議で情報共有し、有識者会議で御意見を伺いながら、ブラッシュアップしてまいります。

次に、4ページをお願いいたします。策定スケジュールについて御説明をいたします。6月12日に第1回目の庁内会議を開催いたしました。その結果を踏まえ、6月27日に有識者会議を開催することとしております。今後は、庁内会議と有識者会議を重ね、年内にはプラン案を策定し、12月議会で御報告いたします。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 高知県多文化共生推進プランを策定するに当たって、当事者である外国人の方自身が会議に参加をして、意見を述べる機会は保障されているのでしょうか。

◎松本国際交流課長 新たに設置をします多文化共生推進会議には、実際県内で活躍されております外国人の方に参加いただくようにしております。

◎はた委員 今実際働かれている、また学ばれている外国人の方って、多様な現場で働いています。農業、建設、医療、介護、いろんなところで働いてますので、それぞれの現場から、声が届く仕組みが必要だと思うんです。一部を代表する外国人の方が、会議で発言をすることも大事なんですけれども、フィードバックしながら、幅広い現場の外国人の方の意見が届く仕組みがあるのかどうか、まずそこをお聞かせいただきたいです。

◎松本国際交流課長 実際この会議のメンバーには、外国人の方にも入っていただきますけれども、外国人を雇用されている団体の方々にも入っていただいておりますので、そのような方々から現場の御意見も伺いながら進めていきたいと考えております。

◎横山委員 多文化共生はいろんなところがあると思うんですけれども。今高知県はなかなかそういう意味でいうと先進的ではないというか、まだこれからってところもあるのかなと思うので、先進事例や他県の事例とかも、いろんな情報を収集していただいて、多文化共生が高知県にとってどうあるべきなのかを導き出してもらいたいと思うんですけれども。感想でもいいんですがあればお聞かせいただきたいなと思います。

◎松本国際交流課長 今年の多文化共生推進会議のメンバーに、明治大学の山脇先生に御参画をいただくこととしております。国の計画の策定もですけれども、他県でプランを策定するに当たっての、委員としても就任されている方ですので、この山脇教授からも、他県の先進的な事例も含めて、高知県としてどのような計画にするべきか御意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、国際交流課を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

《公営企業局》

◎下村委員長 次に、公営企業局について行います。

それでは議案について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎澤田公営企業局長 総括説明に入ります前に、本年４月に開催されました、本委員会におきまして、県立病院課の業務概要を御説明した際に、幡多けんみん病院の医師の勤務状況等に関しまして、改善策を取りまとめた改善計画をこの６月議会で御報告させていただく旨を申し上げたところでした。しかしながら、その内容につきまして、現在関係機関との協議が整っていない状況でありまして、大変申し訳ございませんけれども、本日の委員会での御報告を一旦見送らせていただきたくお願いしたいと思います。改善計画につきましては協議が整いました後、改めて本委員会にて御報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、総括説明をさせていただきます。公営企業局からは、条例その他議案１件の御審議と、１件の報告事項をお願いしております。御手元の危機管理文化厚生委員会資料、議案参考資料の２ページを御覧ください。

条例その他議案の１件は、議案目録、条例その他議案の上から２番目にあります。第３号議案職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案です。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、仕事と家庭を両立できるように、育児部分休業制度が拡充されることとなりました。法律からの委任事項などを定めます県条例の一部を改正することによりまして、公営企業職員も制度の拡充などが適用されるように、所要の改正を行うものです。

報告事項につきましては、県立病院課が所管します、非強制徴収債権の放棄につきまして、高知県債権条例に基づいて御報告するものです。それぞれの詳細につきましては担当課から御説明いたします。

私からの総括説明は、以上です。

〈県立病院課〉

◎下村委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

県立病院課の説明を求めます。

◎松井県立病院課長 条例その他議案の説明に入ります前に、冒頭、局長が申し上げましたとおり、本年４月開催の本委員会におきまして、業務概要を説明させていただいた際、幡多けんみん病院の医師の勤務状況に関しまして、改善策等につきましてこの６月議会で

御報告させていただくと申し上げておりました。しかしながらその内容につきまして、関係機関と協議が整っていない現状があり、可能な限り早期の協議が整うように努めてまいりますが、申し訳ございませんが本日の委員会では、御報告のほう一旦見送らせていただきたいと思います。改善計画につきましては重複となりますが、協議が整った後、改めて本委員会にて報告をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、条例その他議案につきまして、御説明いたします。当課からは、条例その他議案1件、第3号議案職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案についてです。概要等を資料に取りまとめておりますので、1ページ目右側に県立病院課のクレジットが入っております資料を御覧ください。

まず、資料上段、改正理由の枠内を御覧ください。1つ目の四角のとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児に関する部分休業制度が拡充されることとなっております。この法改正に伴いまして、今議会では、知事部局等の職員を対象とした、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案が上程をされております。

その改正部分は大きく2点となっております。1点目は、後ほど御説明いたします、育児部分休業の制度自体に関する規定、2点目は、育児部分休業を取得した際の職員の給与の取扱いに関する規定の整備を行おうとしているものです。

公営企業局におきましても、知事部局と同様に、育児部分休業制度の拡充を行うこととしており、1点目の、部分休業制度自体に関する規定につきましては、米印にありますとおり、公営企業局職員就業規程の中で、知事部局の育休条例の例によると規定をしておりますことから、知事部局の育休条例が改正されれば、公営企業局におきましても、知事部局と同様に、育児部分休業制度が拡充されることとなっております。

2つ目の、育児部分休業を取得した際の職員の給与の取扱いにつきましては、2つ目の四角のとおり、公営企業局所管の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例におきまして、知事部局とは別に個別に定めておりますことから、知事部局の職員と同様の給与の取扱いとするため、所要の改正が必要となったものです。

続きまして、今回拡充されます、部分休業制度の概要です。資料中段、育児に係る部分休業制度の拡充の枠内を御覧ください。育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立をより一層支援するため、部分休業の取得形態の選択肢を広げる内容となっております。右側の改正後の部分にありますとおり、①につきましては、現行の取得形態を見直し、1日につき2時間を超えない範囲内で、勤務時間の途中にも部分休業を取得できることとするものです。加えまして、②にありますとおり、1年につき10日相当を超えない範囲内で取得できる形態を新たに設けることとしております。職員は、①か②のどちらかの形態を選択し、育児に係る部分休業を取得できるように制度拡充を図るものです。

続きまして、公営企業局の条例改正部分です。資料下段、公営企業局の条例改正内容の

枠内を御覧ください。先ほど御説明をしましたとおり、今回の制度拡充に伴いまして、改正が必要となります公営企業局所管の条例は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例です。御案内のとおり、育児部分休業制度は無給の制度となっておりますので、第17条第2項では、公営企業局の職員が育児部分休業を取得した場合の給与の減額に関して規定をしており、下線部分のとおり、育児部分休業の制度を引用している部分について、今回の制度拡充に合わせて改正をするものです。

最後に施行日です。今回の知事部局の育休条例の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行日と同日の令和7年10月1日から施行する予定としており、公営企業局所管の条例につきましても、同日の施行を予定しているところです。

説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 会計年度任用職員など、正職員ではないけれども、勤めている方の関係で、現場のみんながこういう改正の恩恵が受けられるのかどうか。その点をお聞きしたいです。

◎松井県立病院課長 会計年度任用職員も同様に取得できる状況です。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局の議案を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、公営企業局から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

非強制徴収債権の放棄について、県立病院課の説明を求めます。

◎太田県立病院課企画監（経営企画担当） 報告事項について御説明いたします。お手元の危機管理文化厚生委員会資料、報告事項の5ページ以降の一覧表にある、非強制徴収債権について、個別の説明は割愛させていただきますが、高知県債権管理条例第14条の規定に基づき放棄を行いましたので、同条例第15条に基づき御報告いたします。2ページを御覧ください。

まず初めに、県立病院が所管する個人医業未収金につきましては、今年の3月に債権放棄に関する適用基準の見直しを行いました。内容につきましては、本年2月議会の委員会で報告させていただきましたが、改めて説明いたします。

左上の債権整理に関するこれまでの経緯の枠内を御覧ください。債権回収の基本的な流れとしましては、まず、県立病院を受診されたものの、その費用が支払われず、未収金が発生した場合、左から順に、各県立病院の医事病院職員が電話や文書などにより督促を行った上で、それでもなお納付がされない場合には、弁護士法人に回収を委託しているところです。さらに、弁護士法人が、督促などを行っても納付がされない債権につきましては、

①不納欠損処分として、下段の説明書きのとおり、消滅時効期間が経過した債権のうち、時効を援用する意思があるとみなされる債権について、会計事務処理上不納欠損処分を行ってまいりました。②債権放棄の説明書きのとおり、不納欠損処分を行った後も引き続き、債権債務関係は存続しますので、債権管理は継続して行ってきたところです。そうした中、次にある、平成29年3月に高知県債権管理条例が制定され、括弧書きにあるローマ数字 i から iii に該当する場合は、債権放棄ができることとなり、ローマ数字 iii の債務者の所在が不明であるときに該当する場合には、債権放棄を行い、これ以外の i や ii に該当する債権については、たとえ少額であってもこれまで債権管理を継続してきたところです。

資料右上の赤い枠の課題を御覧ください。こういった取扱いを継続してきた結果、実質的に回収の見込みがない少額の債権が多数存在する状況となりました。具体的にはその下の表に、債務者数と金額を記載しておりますように、令和5年度末現在において、不納欠損処分を行いました債務者数は839人、債権額は7,900万円余りとなり、そのうち、右側の1万円未満の少額債権の債務者は、全体の29%に当たる247人、これに対して金額は約1%に当たる80万円余りという状況になっておりました。

こうした状況の中、資料の中ほど令和5年12月決算特別委員会において、個人医業未収金については、債権の管理に労力・コストを要していることから、今後の債権管理の在り方について検討を行うよう望むとの御意見をいただきました。

このため、その下に記載のとおり有識者を交えた公営企業局債権管理推進部会におきまして、公営企業の経済性や診療債権の特殊性を考慮した対応を検討し、その結果を踏まえて、下の緑の枠、令和7年3月に債権管理条例に基づき債権放棄を行う債権の適用基準の明確化・明文化を行ったものです。具体的には、これまで明確な基準がなかったローマ数字の i や ii の適用について、赤字で債権放棄を検討と記載しております。ア債権総額が1,000円未満の債権、イ弁護士法人への回収委託開始前の債権の①総額が1万円未満の場合、右に移りまして、ウ弁護士法人に債権回収を既に委託している債権又は新たに委託する債権の②回収の見込み無しの債権につきまして、債権放棄を検討することといたしました。

次に3ページを御覧ください。1放棄した債権では、上が令和5年度末時点の債権残高、次の太枠に記載しております令和6年度債権放棄の行が、先ほど御説明した基準に基づき、債権放棄した非強制徴収債権に係る件数等になります。今回御報告しますのは、県立病院が所管する診療報酬に係る債務者282人、445万9,210円です。

令和6年度末の債権放棄の内訳については、次の下の表の分類を御覧ください。債権放棄の決定は、令和7年3月31日付けで行っており、債務者数の計282人のうち、ア債権総額が1,000円未満の債権については、再債務者数が73人、3万690円。次に、イ弁護士法人への回収委託開始前の債権の①債権総額が1,000円以上1万円未満が153人、74万5,540円。ウ

弁護士法人に債権回収を委託した債権の②回収の見込みが無く、かつ債権総額が取立てに要する費用を下回る債権が56人、368万2,980円となっております。

先ほど御説明いたしましたとおり、令和6年度期の債権放棄件数が多い理由は、令和6年度に適用基準を見直したことに伴い、これまで実質的に回収の見込みがない少額の債権が多数存在する状況となっていたものを、おおむね整理したことによるものです。

最後に、2今後の取組といたしましては、1つ目の丸の取組により、未収金の発生防止に努めるとともに、2つ目の丸の取組により、不納欠損処分後の債権についても、新たに明確化した債権放棄の適用基準に照らし再精査を行い、債権管理推進部会で債権放棄の是非を検討してまいります。

報告事項の説明は、以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 合理的に債権管理条例に従って債権を整理するのは悪いことではないと思っています。そのことは理解するんですが、ただ今ずっと聞いていると、払う側の権利が全く出てきていなかったもので、少し心配になりました。

基本的には借りたら返すのも当たり前なんですけれども、当然返す権利もあるわけですよ。だから、一網打尽に不納欠損で落としてという話にはなかなかならない。そのために私債権については、援用しなければならない規定があるはずなんです。それをしっかりなされているのかどうかは、今説明聞いてて大丈夫なのかなって思うところがあります。その担保をとっているのであれば問題はないと思っているんですよ。

ただ、少額で、回収にお金がかかるからやめたみたいな話にはならないので、その辺、法制上の関わり合いを、きちっとやられてるかどうかの確認をしてみたいと思います。

◎太田県立病院課企画監（経営企画担当） 今回、放棄をした件については、全て援用する意思を持ったものについて処分したのになります。

◎橋本委員 それならいいんです。少額であっても、しっかりと援用を求めることをしなければ駄目だと思っているので、そこは煩雑になりますけれどもぜひともしっかりやっていただけるようお願いしておきたいと思います。

◎樋口委員 お金を払わずに、また病院に来た人はどう対処してますか。

◎太田県立病院課企画監（経営企画担当） 実際に診療に来られた場合は、通常通り診察などはするんですけれども、その際会計のときに、声をかけさせていただいて、まだお支払いしていただけてないものがありますと、お伝えをさせていただいております。

◎樋口委員 お伝えただけで払ってくれるなら楽なわね。大体払わない人は何回も重なる人もおると思うけどよね、お金がないから仕方ないと言ったらそれまでだけど、お金払ってないのにまだ来る人は、どれくらいのパーセントでおるわけですか。年寄りの場合は特に、お金ないから同じ人が何回も来ると思いますよ。そういうときはよね、市町村とも

話をすることが債権回収の一つの手だと思うけど、それやっていますか。

◎松井県立病院課長 樋口委員がおっしゃった何回も来られる方については、その都度、窓口でお支払いを促して、債務承認という形で、引き続き債権管理をしていくことにはなるんですけども、例えば資力がなさそうな方であれば、市町村と生活保護の整理窓口を御紹介したり、高額医療の整備制度を御案内しながら、払える分を払ってもらうような努力をしていくことにはなるかと思います。

◎樋口委員 していくではなくて、しているでしょ。

◎太田県立病院課企画監（経営企画担当） しているで間違いありません。あと、御質問のあった件で何パーセントぐらい窓口に来ているかですが、これについては、今、お答えできる数字はありませんので、後ほど。

◎橋本委員 心配になるんですけども、さっき樋口委員が言っていたような、頻繁にお金持ってこない人、債権がまだ残っている人、そこを窓口で、あんまりやり過ぎると、来れなくなるんじゃないですかねえ。命に関わることですので、それは医療保護の枠の中できちっと考えなければ。これ難しいところなんだと思いますけど、そこをどう考えているんですか。

◎松井県立病院課長 橋本委員がおっしゃったとおり、来るたびにお金お金という話になると、来れなくなります。健康がまず最優先ですので、病院からも健康の面で来てくださいと、お電話や御連絡も差し上げさせていただいています。どうバランスをとっていくかは非常に難しい問題ではありますが、健康面を置いたままお金を下さいというところまでは、病院としては適当でないと考えております。

◎はた委員 少額債権が多いということなんですけれども。回収するに当たって明文化しようという大事な動きだなと思っています。その中で、この数字に出てきてないんですけども、弁護士に債権回収を委託したけれども、その債権総額が、取立てに要する費用を上回っているケースも想定をされていますけれども、今回実際そういう事例はあったんでしょうか。

◎太田県立病院課企画監（経営企画担当） 今回放棄したものの中には、それは入ってはおられません。

◎はた委員 今回なかったとのことなんですけれども、今後明文化をして、そういったケースも、債権回収をしていくと。その方法の一つとして、財産とか生活状況の調査をされると書かれているんですけども、探しても所在が分からないケースもあると当初言われてましたが、どのような手法で調査をされるのか。ここでは、訪問調査と書いてましたが、金融機関の調査の範囲に含めて、県としては、どういう調査を予定されているんでしょうか。

◎太田県立病院課企画監（経営企画担当） 御質問のあった内容は今回取立てに要する費用を上回る方についてになると思いますけれども、2ページ一番下のウになるんですけれ

ども、上回る場合は、財産や生活状況の調査を、今年から新たに弁護士等の法人等に委託をして、例えば、お住まいに住まわれているかなどの確認を始めていこうと思っています。

◎はた委員 今回の県立病院における、このケースはないということでしたけれども、一般的に債権回収するときに、訪問しても全く分からない。例えば、外国に行っている、金融資産も外国に移しているなど、悪質と思えるケースもほかの債権では聞いたこともあるんですけれども。そういったことを想定して、訪問調査だけではなくて、本当に、県民が納得する債権回収の在り方があると思うんですけれども、その点はどんなに考えられているんでしょうか。

◎太田県立病院課企画監（経営企画担当） 本年度から調査をかけていくところになりますけれども、個々の事例については、状況に応じて検討していくことになるかと思います。ちょっと今、明言することができませんけれども。

◎橋本委員 そもそも自治法の180条の適用をしているので、債権放棄についての議決権を免除するっていう考え方で、その裁量権を執行権者に任せてる状態だから、余計にそういう声が出てくるわけですよ。それをしっかりとクリアにしておかないと駄目だなと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

《採決》

◎下村委員長 これより採決を行います。

今回は議案数4件で、予算議案2件、条例その他議案2件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第9号「高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県指定居宅サービス等の事業等の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定

める条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎下村委員長 全員挙手であります。よって、第14号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎下村委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案3件が提出されております。

まず、地方における訪問介護報酬の「期中改定」を求める意見書(案)が、日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 昨年の2月議会でも同様の意見書を出させていただいておりまして、その中で都市部と地方部での経営実態をしっかりと鑑みてほしいという場も入れさせていただき、この間国も様々措置を講じてくださっておりますので、再度というのは少し違和感があるので我々としては今回賛同は出来ません。

◎下村委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書(案)が、公明党、自由民主党、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ これはもう全会一致ということですね。

◎下村委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、納税者の理解が得られる私立高校授業料無償化を求める意見書（案）が、自由民主党、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎下村委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小休)

◎ 不一致です。

◎下村委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、意見書案は全て終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、6月24日の火曜日は休会とし、6月25日水曜日の午前10時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(13時47分閉会)